

田子町地球温暖化対策実行計画



平成26年3月改訂

田子町

目 次

第 1 章 計画策定の背景	5
1 地球温暖化とは	5
2 地球温暖化対策の経緯	6
第 2 章 計画の基本的事項	8
1 計画の目的と位置付け	8
2 計画の期間と基準年度	9
3 対象範囲	9
4 対象となる温室効果ガス	10
第 3 章 温室効果ガス排出量削減目標と取組内容	11
1 田子町役場の温室効果ガス排出量の現状	11
2 田子町役場の温室効果ガス排出量削減目標	13
第 4 章 計画の進行管理	21
1 推進体制	21
2 仕組み	23
参考資料	29
1 田子町地球温暖化対策等委員会設置要綱	31
2 エコ点検表兼報告書	33
3 課活動報告書	35
4 エネルギー使用量報告書	36

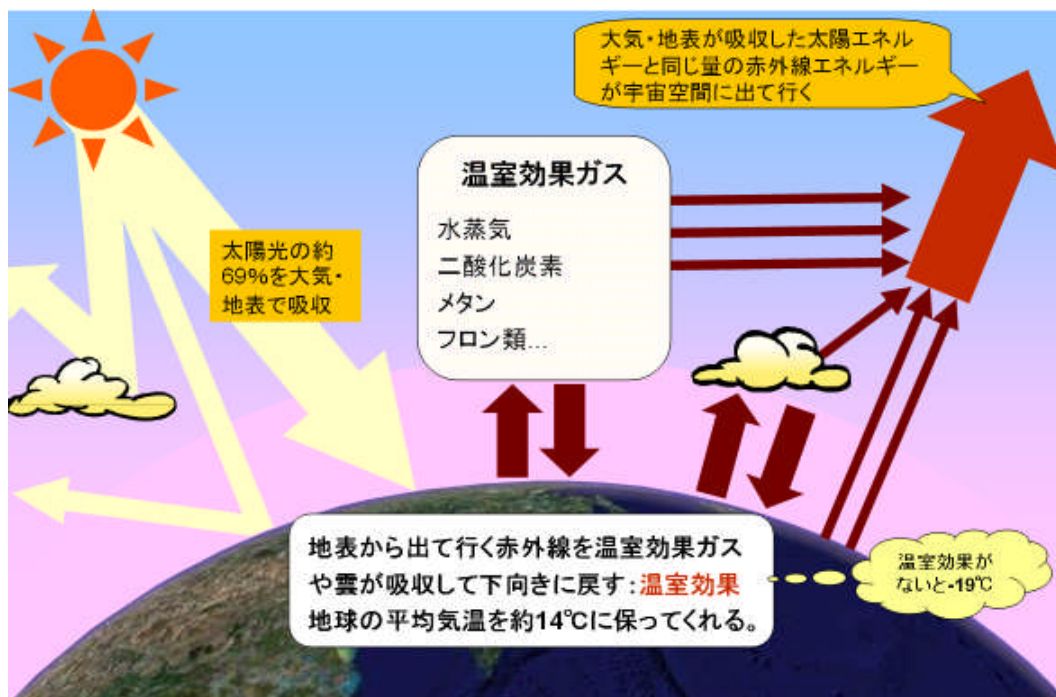
第1章 計画策定の背景

1. 地球温暖化とは

地球の気温は、太陽から受ける光エネルギーと地球自体が宇宙に向けて出す放射熱（主として赤外線）とのバランスによって一定に保たれている。地球の気温が平均 14℃前後に保たれているのは、二酸化炭素やメタンなどの「温室効果ガス」が宇宙へ放出される熱の一部を吸収して再び地表面へ戻し、大気を常に温めているためである。温室効果ガスの存在がなければ、地球の気温は-19℃程度になるといわれている。

しかし、近年の利便性の追求と経済発展などに伴い、石油や石炭などの化石燃料が大量に消費されることにより、大気中への二酸化炭素（CO₂）の排出量が増加している。その結果、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの大気中濃度が上昇し、地球の気温は上昇し続けている。これが「地球温暖化」といわれる現象である。

地球温暖化のメカニズム



資料：気象庁

2. 地球温暖化対策の経緯

(1) 京都議定書について

平成 4 (1992) 年 5 月の国連環境開発会議において、『気候変動に関する国際連合枠組条約』が採択されたことにより、世界各国が協力して地球温暖化防止のための具体的な取組を行うことで合意した。

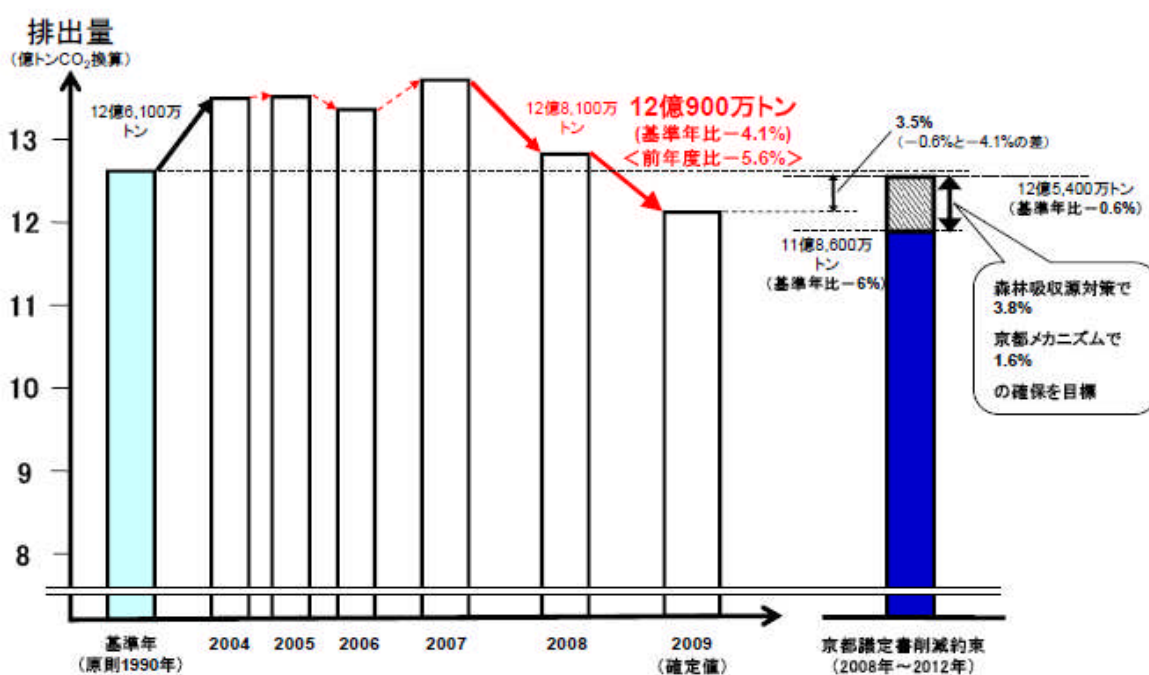
平成 9 (1997) 年 12 月には、京都で開催された第 3 回締約国会議において、平成 20 (2008) 年から平成 24 (2012) 年までの 5 年間に、先進国などに対し温室効果ガス排出量を削減することを義務付けた国際的な約束である「京都議定書」が採択された。

(2) 京都議定書目標達成計画について

日本は、京都議定書を踏まえ、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）」を制定し、地球温暖化防止のための取組を進めている。

平成 17 (2005) 年には、京都議定書の削減目標である平成 2 (1990) 年度比 6%削減を達成するために、京都議定書目標達成計画が定められた。京都議定書目標達成計画は、平成 2 (1990) 年度比 6%削減に向けた対策の基本方針が示されるとともに、温室効果ガス排出量の削減等に関する具体的な施策が示されており、地方公共団体の役割に関する事項も示されている。

温室効果ガスの削減目標



資料：環境省

(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律

「地球温暖化対策推進法」では、地方公共団体に対し、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減するために、「地方公共団体実行計画」を策定することを定めている。

また、「地方公共団体実行計画」の内容としては、計画期間や目標、推進する取組等が定められている。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7(省略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9(省略)

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12(省略)

地球温暖化対策の推進に関する法律法第20条の3の第2項

地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的と位置付け

田子町では、地球温暖化対策推進法に基づき、田子町の率先行動を示す「田子町地球温暖化対策実行計画」を策定し、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目指す。

(1) 目的

「田子町地球温暖化対策実行計画」は、町の施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。

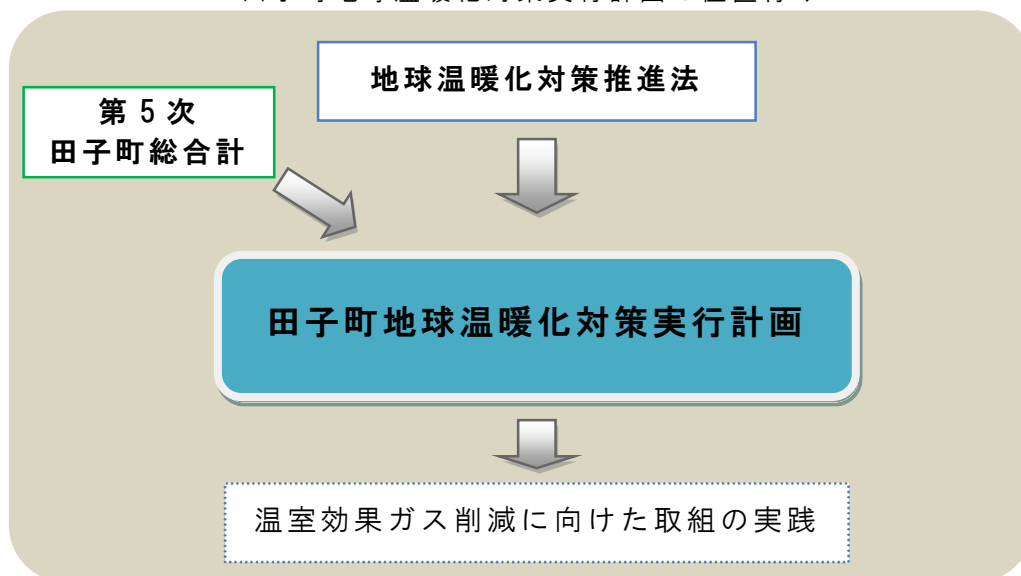
平成 11（1999）年に施行された地球温暖化対策推進法では、京都議定書の目標である平成 2（1990）年度比で温室効果ガスを 6 %削減するという目標を達成するため、国や地方公共団体が実行計画を策定し、温室効果ガスの削減に取り組むことが義務付けられている。

また、田子町は、町内の事業所の中では大規模となるため、率先的に削減の取組を推進することで、町内の事業者の更なる取組を促進することに加え、田子町の取組を広く町民に周知していくことで、町民の省エネルギー行動の実践や積極的な展開につながることを目指す。

(2) 位置付け

「田子町地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化対策推進法及び第 5 次田子町総合計画に基づき、地球温暖化対策を推進し、温室効果ガスの排出を抑制していくこととする。なお、第 5 次田子町総合計画の計画期間は、平成 27（2015）年度までとなっていることから、本計画の位置付けは、6 次総合計画においても盛り込むこととする。

田子町地球温暖化対策実行計画の位置付け



2. 計画の期間と基準年度

「田子町地球温暖化対策実行計画」は、平成22(2010)年度を基準年度とし、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度の5年間を計画期間とする。

3. 対象範囲

「田子町地球温暖化対策実行計画」の対象範囲は、田子町役場の全事業拠点の事務及び事業とする。

外部への委託業務や指定管理者施設等を含むこととするが、指定管理者等は、別途、契約や仕様の中で取組内容を明確にしているため、ここでは、エネルギー等の消費量の調査や温室効果ガス排出量の抑制への協力を依頼するにとどめる。

本計画では下記の施設を対象とし、その他の施設については、エネルギーの使用状況の把握が困難及び使用実績が極めて少ない等の理由により対象外としたが、今後把握方法を検討し、次期計画では対象とすることを検討する。

対象組織(施設)図

所属		施設名			
総務課	総務グループ	田子町役場	第二分団屯所	第三分団屯所	
		第四分団屯所	第五分団屯所	第六分団屯所	
		第七分団屯所	風張地区コミュニティ消防センター	三戸消防署田子分署	
	企画振興グループ	タップコピアンプラザ			
課 町民	住民環境グループ	田子町墓園	防犯・街路灯		
	税務グループ	税務グループ(公用車)			
経済課	農業振興グループ	ガーリックセンター	有機物資源活用センター	田子町にんにく専用CA冷蔵庫	
		袖平地区堆肥舎	川代地区堆肥舎	茂市地区堆肥舎	
		関地区堆肥舎	田子町にんにく専用高温処理施設		
	商工観光グループ	229ドーム	農村広場施設(砂防愛ランド)		
	地域整備グループ	旧教職員住宅			
たっこにんにく振興室					
水道課		青比良第2水源地浄水場(一部)	栴山浄水場	川代残塩計	
		野畦沢配水池	白栴量水器室	東平配水池	
		新遠瀬減菌室	池振量水器室	日ノ沢量水器室	
		下田子量水器室	水道用地敷(関簡水夏坂水源地他)	新田地区配水池	
福祉課	地域福祉グループ	田子町老人福祉センター		延寿陶苑	
		田子保育園		上郷保育園	
国保高齢者保健福祉支援センター					
教育課	学務グループ	田子小学校	田子中学校	上郷小学校	
		清水頭小学校	田子幼稚園	学校給食センター	
	社教グループ	田子町社会教育センター	田子町農村環境改善センター		
		町民プール	管理棟	農山村広場	
診療所	国民健康保険町立田子診療所				

4. 対象となる温室効果ガス

「田子町地球温暖化対策実行計画」で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法の対象とする6つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とする。

※残りの5物質である、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄については、排出量が極めて少ない（あるいは排出実績がない）ため、第1期となる本計画では対象外とし、次期計画以降で計画に反映させることを検討する。

温室効果ガスの種類及び算定対象物質等

温室効果ガス	用途等
二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源二酸化炭素は燃料の燃焼に伴い発生し、非エネルギー起源二酸化炭素は廃棄物や、工業プロセス（セメント・石灰石製造等）等から発生する。
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行、廃棄物埋立処分や下水の処理、家畜の飼育等から発生する。 二酸化炭素の約21倍の温室効果がある。
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行、廃棄物の焼却、麻酔の使用、家畜の飼育等から発生する。 二酸化炭素の約310倍の温室効果がある。
ハイドロフルオロカーボン類（HFCS）	エアゾール製品やカーエアコン等に使用している。 二酸化炭素の約140～11,700倍の温室効果がある。
パーフルオロカーボン類（PFCS）	半導体製造や電子部品等の不活性液体等に使用している。 二酸化炭素の約6,500～9,200倍の温室効果がある。
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気絶縁ガスや半導体製造用等に使用している。 二酸化炭素の約23,900倍の温室効果がある。

第3章 温室効果ガス排出量削減目標と取組内容

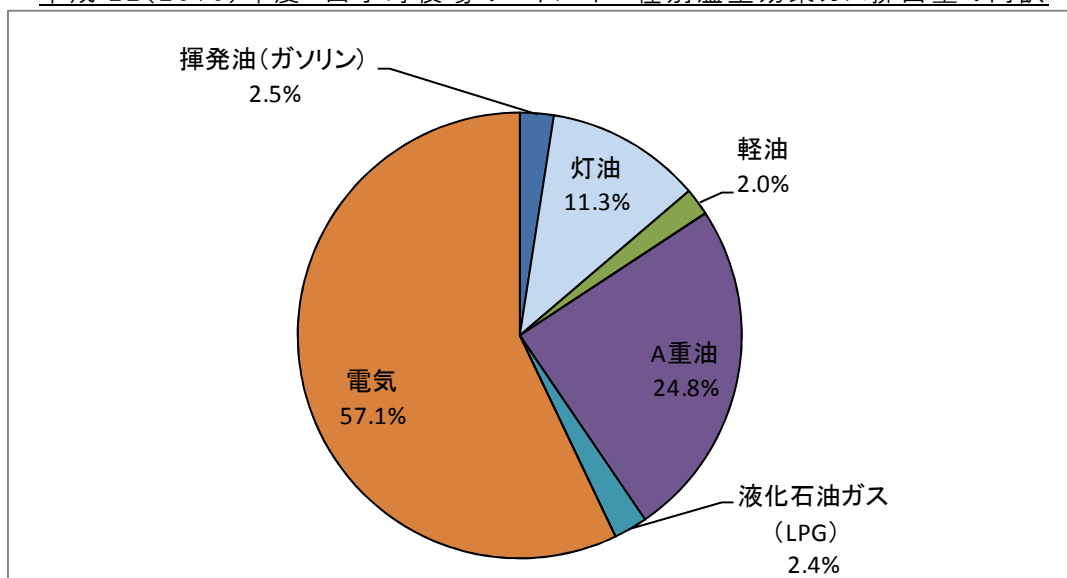
1. 田子町役場の温室効果ガス排出量の現状

(1) エネルギー種別温室効果ガス排出量

平成 22 (2010) 年度における、田子町の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の総量は、2,153t-CO₂となっている。

エネルギー種別に排出量をみると、電気が最も多く、全体の 60% 近くを占めている。次いで A 重油が 24.8%、灯油が 11.3% となっている。軽油と液化石油ガス (LPG)、揮発油 (ガソリン) は、3% 未満と少なくなっている。

平成 22(2010)年度 田子町役場のエネルギー種別温室効果ガス排出量の内訳



平成 22 (2010) 年度 田子町役場のエネルギー種別温室効果ガス排出量

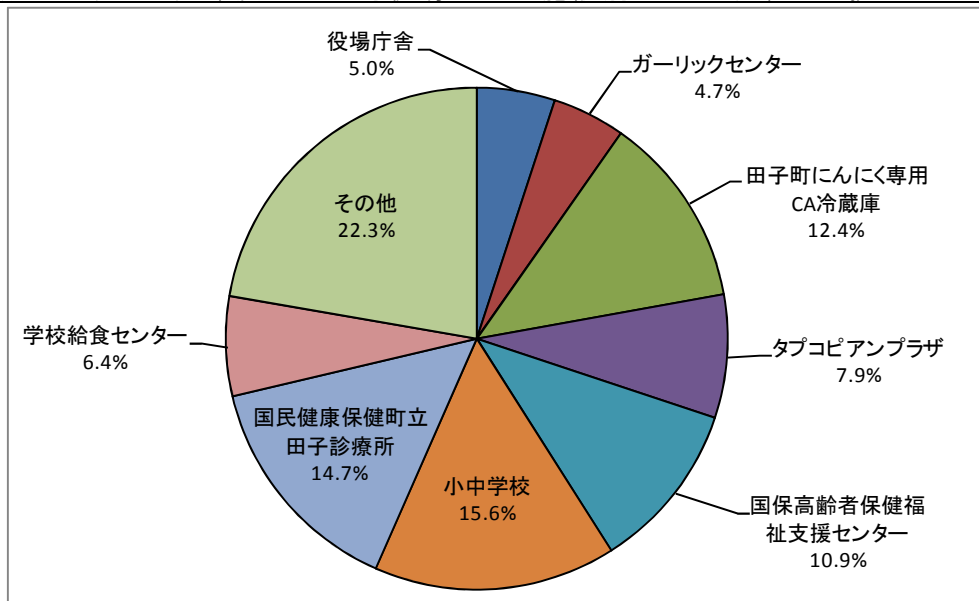
項目		エネルギー消費量		温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)
		単位	実績	
燃料	揮発油(ガソリン)	l	22,733	52.8
	灯油	l	97,678	243.2
	軽油	l	16,586	42.9
	A重油	l	196,700	533.0
	液化石油ガス(LPG)	kg	17,482	52.4
電気	一般電気事業者	kWh	2,625,329	1,228.7
合計		—	—	2,152.9

※四捨五入の関係で、各項目の数値の合計値と「合計」が合わないことがある。

(2) 主な施設の温室効果ガス排出量

主な施設別に排出量をみると、「小中学校」が最も多く、全体の 15.6% を占めている。次いで、「国民健康保険町立田子診療所」が 14.7%、「田子町にんにく専用CA冷蔵庫」が 12.4%、「国保高齢者保健福祉支援センター」が 10.9% となっている。

平成 22 (2010) 年度 田子町役場の主な施設別の温室効果ガス排出量の内訳



平成 22 (2010) 年度 田子町役場の主な施設別の温室効果ガス排出量

施設等名称	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	比率 (%)
役場庁舎	108.4	5.0
ガーリックセンター	101.1	4.7
田子町にんにく専用CA冷蔵庫	267.7	12.4
タブコピアンプラザ	171.1	7.9
国保高齢者保健福祉支援センター	234.1	10.9
小中学校	335.9	15.6
国民健康保険町立田子診療所	316.9	14.7
学校給食センター	138.0	6.4
その他	479.7	22.3
合計	2,152.9	100.0%

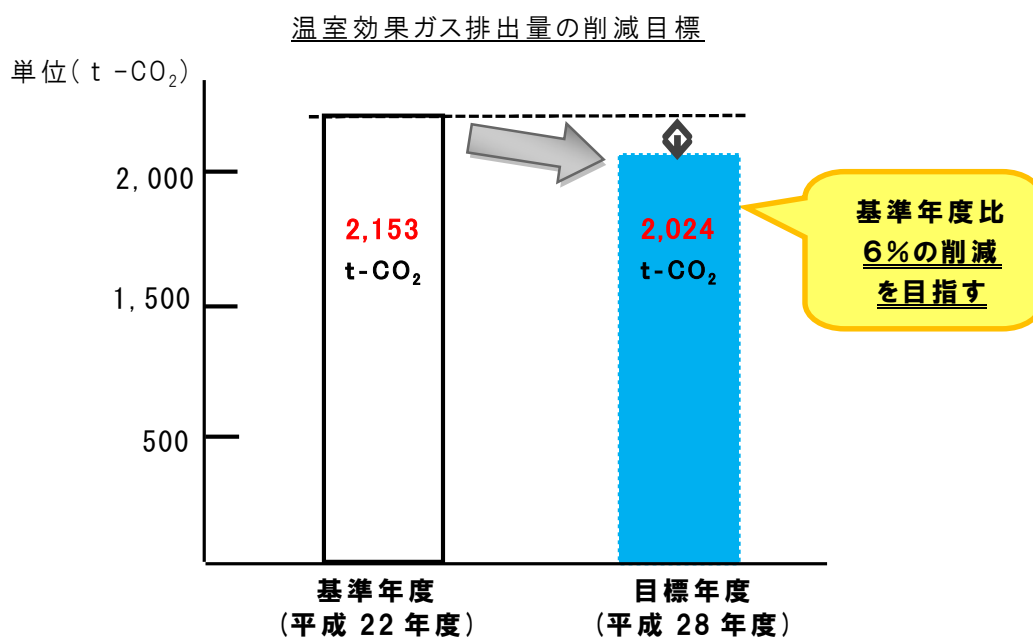
※四捨五入の関係で、各項目の比率の合計値が 100% にならないことがある。

2. 田子町役場の温室効果ガス排出量削減目標

(1) 削減目標

地球温暖化の原因物質と言われる温室効果ガス排出量を削減するには、田子町の事務事業の執行に際し、できるだけエネルギー使用量を少なくするなど、職員一人ひとりの創意工夫による、効率的な事務事業の執行が必要不可欠になる。

田子町役場では、このような取組により、目標年度である平成28年には、町が排出している温室効果ガスを、平成22年度比 **6%削減**することを目指すこととする。



	目標年度			基準年度
	平成28年度(2016年度)			平成22年度 (2010年度)
	削減率 (%)	削減量 (t-CO ₂)	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)
削減目標	6	129	2,024	2,153

(2) 削減方針

田子町では、削減目標を実現するために、次の基本理念及び方針で取り組むこととする。

基本理念

田子町は、豊かな自然環境を有しており、それらの自然環境は、安らぎと潤いのある空間が住む人や訪れる人々の心をなごませ、町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

一方で、経済性や利便性を追求した現在のライフスタイルは、自然環境への負担が大きく、地球温暖化等の深刻な問題が顕在化しています。

田子町の自然環境を守り、後世に継承するために、「田子町地球温暖化対策実行計画」を推進し、率先して省エネルギーや省資源をはじめとする地球温暖化防止対策に取り組めます。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが日常的な事務事業を推進する中から、エネルギーや資源の重要性を認識し、限りある資源を有効活用するため、省エネルギー・省資源に取り組めます。

2. 継続的な改善の実施

毎年エネルギー使用量を把握・集計し、温室効果ガス削減状況を取りまとめるとともに、取組等を見直すことにより、継続的な改善を図り、目標の達成を目指します。

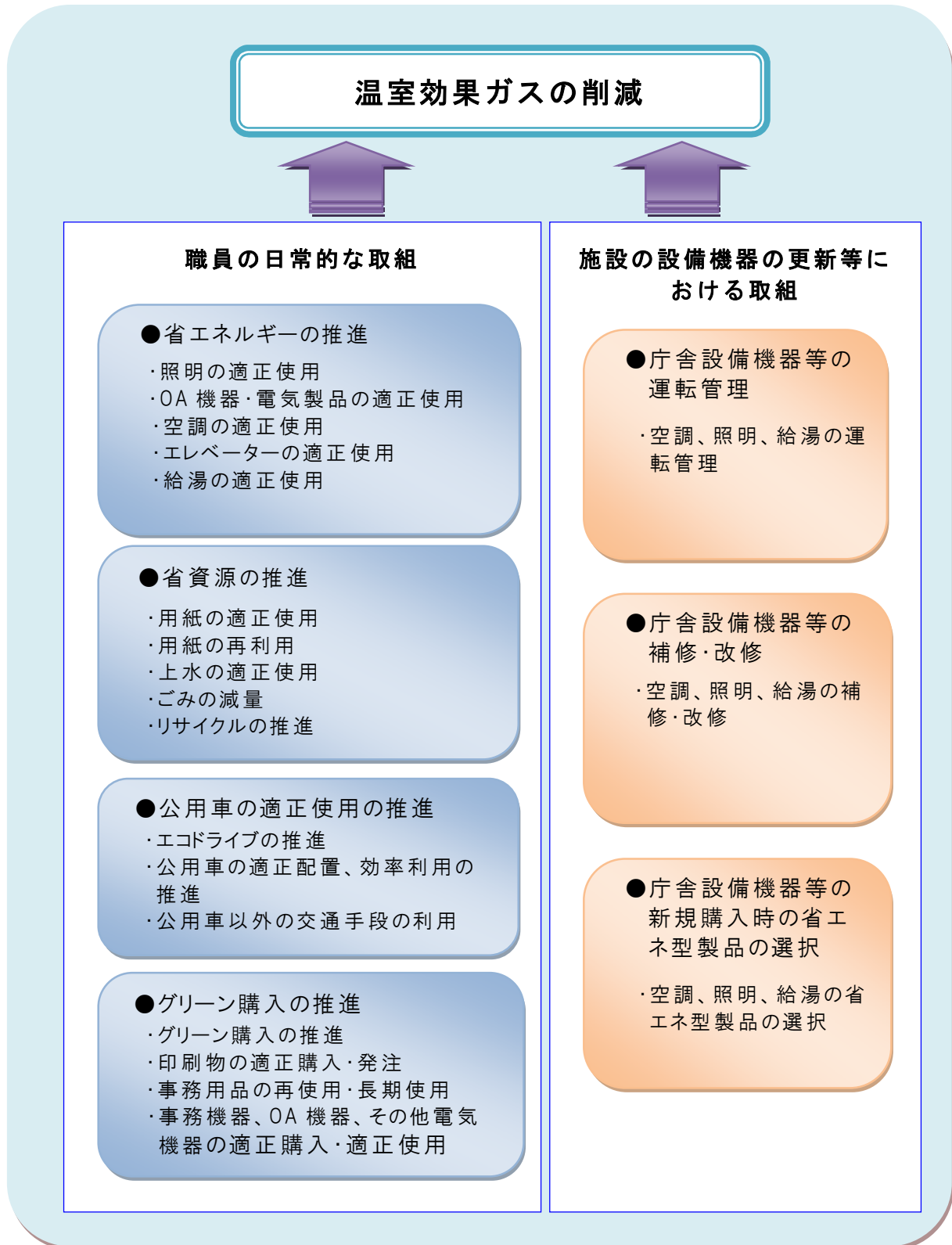
3. 取組の公表

地球温暖化防止に向けた取組は、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

平成24年3月31日 田子町長 松橋 良則

(3) 温室効果ガス削減のための取組

①取組の体系



②職員 の 取組

【省エネルギーの推進】

取組項目	取組内容	CO ₂ 削減効果※ (kg/年)
照明の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要な照明はこまめに消す。 ・ オフィス内の照明は在室ゾーンのみ点灯する。 ◆ 蛍光灯8台セットのスイッチで、1日30分の消し忘れを防止すると… 	21
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休み中は来客スペースを除き、消灯を行う。 ◆ 36Wの蛍光灯を190本使用している事務所で1日1時間消灯を行うと… 	549
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネに配慮し、共有スペースの照明は部分消灯とする。 	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 晴天時には業務に支障のない範囲で窓際消灯を実施する。 ◆ 蛍光灯8台セットの区画で、1日4時間の消灯を実施すると… 	164
OA機器(コピー機、プリンタ、パソコンなど)・電気製品の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間使用しない場合は、電気製品のプラグをコンセントから抜く、または省エネモードにする。 ◆ ノートパソコン10台で1日3時間省エネモードを実施すると… 	30
空調の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扉や窓の開閉により空調の使用を控える。 	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候に合った服装(クールビズ・ウォームビズなど)を心がける。 	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調のコントロールがきめ細かく出来る庁舎は、冷房の設定温度は28℃、暖房の設定温度は19℃を目安として、適切な調整に努める。 	—
エレベーターの適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷物の運搬時などを除き、職員はエレベーターの使用を控える。 	—
給湯の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給湯器を有効に利用し、電気ポットの使用をなるべく控える。 	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気ポットは、低めの温度で保温し、長時間使用しないときはプラグを抜く。 ◆ 6時間保温状態にした場合と、保温しないで再沸騰した場合を比較すると… 	38

※標準的に取り組んだ場合の目安となる削減量

出典：地球温暖化対策報告書作成ハンドブック・地球温暖化対策メニュー編(東京都)

【省資源の推進】

取組項目	取組内容
用紙の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両面コピー、裏面利用を徹底する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン画面で確認できるものは印刷しない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料の共有化を図る。会議資料は簡略化するとともに、予備は必要最小限にする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー機使用後は必ずリセットし、ミスコピーを防ぐ。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部・外部連絡などは、できる限り口頭や回覧、電子メールや庁内情報システムを利用する。
用紙の再利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報や機密情報などが記載されていない紙については、原則として全てメモ紙として使用するか、裏面利用を行う。
上水の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食器類はまとめて一度に洗う。洗う時は水を流しっぱなしにしない。
ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場のごみ箱を削減し、不用意な紙の廃棄を減らす。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ シュレッダーの使用を必要最小限にする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使い捨て製品（紙コップ、紙皿、弁当容器など）の使用や購入を削減するなど、会議・イベント時などのごみ削減に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要なダイレクトメール・資料の受け取りを断る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食は割り箸・紙コップの使用を控え、マイ箸、マイカップを使用する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 封筒、ファイルなどを繰り返し使用する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出されたごみは、分別を徹底し、資源化を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの分別方法について統一した決まりを設けるとともに、職員全員に周知を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進める。

【公用車の適正使用の推進】

取組項目	取組内容	CO ₂ 削減効果 (kg/年)
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> 不要なアイドリングをしない。 ◆発進時に5秒間の省エネ意識を持ち、5秒間で20km/h程度に加速すると… 	194
	<ul style="list-style-type: none"> 駐停車、荷物の積み下ろし時は確実にエンジンを切る。 ◆5秒間の停止でアイドリングストップを実施すると… 	40
	<ul style="list-style-type: none"> 早めのアクセルオフを行う。 ◆アクセルを早めに外して運転すると… 	42
	<ul style="list-style-type: none"> 運転日誌の記入を徹底する（走行距離、燃料使用量を把握する）。 	—
	<ul style="list-style-type: none"> 事前にルートプランを立て、計画的な運行を行う。 	—
公用車の適正配置、効率利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公用車の使用状況を把握し、適正配置、台数見直しを行う。 低公害車・低燃費車を優先的に利用できるような情報の提供を行う。 	—
公用車以外の交通手段の利用	<ul style="list-style-type: none"> 近距離移動時(2km以内を目安)はできるだけ徒歩、もしくは自転車を利用する。 ◆週2日間往復8kmの車の運転を控えると… 	184

※標準的に取り組んだ場合の目安となる削減量

出典：家庭の省エネ大事典（省エネルギーセンター）、環境省資料

【グリーン購入の推進】

取組項目	取組内容
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入が促進されるよう、各種啓発を行う。
印刷物の適正購入・発注	<ul style="list-style-type: none"> 印刷物を購入及び外部発注する場合の部数を、必要最小限にする。
事務用品の再利用・長期使用	<ul style="list-style-type: none"> ファイル、バインダーなどの事務用品は再利用、長期使用する。
	<ul style="list-style-type: none"> 物品などの管理を徹底し、無駄な購入を行わない。
事務機器、OA機器、その他電気機器の適正購入・適正使用	<ul style="list-style-type: none"> 机などの事務機器の不具合や電気機器などの故障時には修繕に努め、長期使用を図る。

③ 庁舎管理等の取組

田子町は、次に示す施設等の温室効果ガス排出量の合計で、町全体の温室効果ガス排出量の約 80%を占めており、田子町で温室効果ガス排出量を削減するには、これらの施設等での省エネ・省資源化の取組が不可欠になる。

今後は、空調や照明、給湯などの庁舎設備機器等の運転管理や補修改修、新規購入等、全ての段階において温室効果ガス排出量の削減や発生抑制策を実施していく必要がある。

- 庁舎設備機器等の運転管理において、温室効果ガス排出量を削減する
- 庁舎設備機器等の補修・改修において、温室効果ガス排出量を削減する
- 庁舎設備機器等の新規購入時において、温室効果ガス排出量の少ない機器等を選択する

これまで、全ての地方自治体が設備機器等を購入する場合は、「安全・安心・安価」な機器を選択してきた。しかし、今後は、「安全・安心・安価」だけでなく、『温室効果ガス排出量の少ない機器』を選択していかなければならない。このため、購入時の価格は従前よりも高価になる可能性がある。これらの設備機器については、使用時の省エネによる使用料金の低下も含めた費用対効果を勘案し、選択していくことが重要になる。

大量に温室効果ガスを排出している施設郡

施設等名称	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	比率 (%)
田子町役場本庁舎	108.4	5.0
ガーリックセンター	101.1	4.7
田子町にんにく専用CA冷蔵庫	267.7	12.4
タピオピアプラザ	171.1	7.9
国保高齢者保健福祉支援センター	234.1	10.9
小中学校	335.9	15.6
国民健康保険町立田子診療所	316.9	14.7
学校給食センター	138.0	6.4
合計	1,673.2	77.7

【庁舎設備機器等の運転管理における温室効果ガス排出量の削減】

取組分野	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温度管理を徹底しながら、機器の間欠運転や交互運転を行う。 ・ 手動により、こまめに運転を調整する。 ・ 冷凍機の冷水出口温度設定と機械・搬送動力を合わせた効率を管理する。 ・ 冷凍機の冷却水温度を管理して冷凍機の効率を上げる。 ・ CO₂濃度を管理し、必要最小限の外気の取り入れ(換気)を行う。 ・ 冷房開始時には、外気の取り入れを停止する。 ・ 外気冷房が有効な時期は全熱交換機のバイパス運転を行う。 ・ 空調機立ち上がり時間を短縮する。 ・ フィルター類の清掃回数を増加し、目詰まりを防止する。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な照度を保ちつつ、不要不急の照明を消す。 ・ 自販機等の照明は、夜間運転を停止する。
給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボイラーや燃焼機器の空気比を調整する。 ・ ボイラーのブローの適正化及び水質を管理する。

【庁舎設備機器等の補修・改修における温室効果ガス排出量の削減】

取組分野	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送風機にインバーターを設置し、風量を調整する。 ・ ポンプにインバーターを設置し、圧力・流量に対応して運転する。 ・ 冷却塔の充填材は定期的にチェックし、交換する。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明区分回路を使用区分に合わせて細分化し、こまめに消灯する。 ・ 既存照明器具の安定期をインバータータイプにする。 ・ 補助照明や常時灯等をLED照明にする。
給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気弁・配管等の断熱を強化する。 ・ 節水コマ・節水器具を設置する。

【庁舎設備機器等の新規購入時における温室効果ガス排出量の少ない機器等の選択】

取組分野	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱源機器容量と台数を適切にして、部分負荷時効率を向上する。 ・ 変风量・変流量方式を導入する。 ・ CO₂センサー当による外気導入制御システムを導入する。 ・ BEMSを導入し、空調設備の総合効率の向上を図る。 ・ 屋上、室外機への自動散水システムを導入する。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高効率変圧器の採用と負荷バランスの平準化を行う。 ・ コンデンサ・リアクトルを低損失タイプに更新する。
給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局所式の採用を検討する。

第4章 計画の進行管理

1. 推進体制

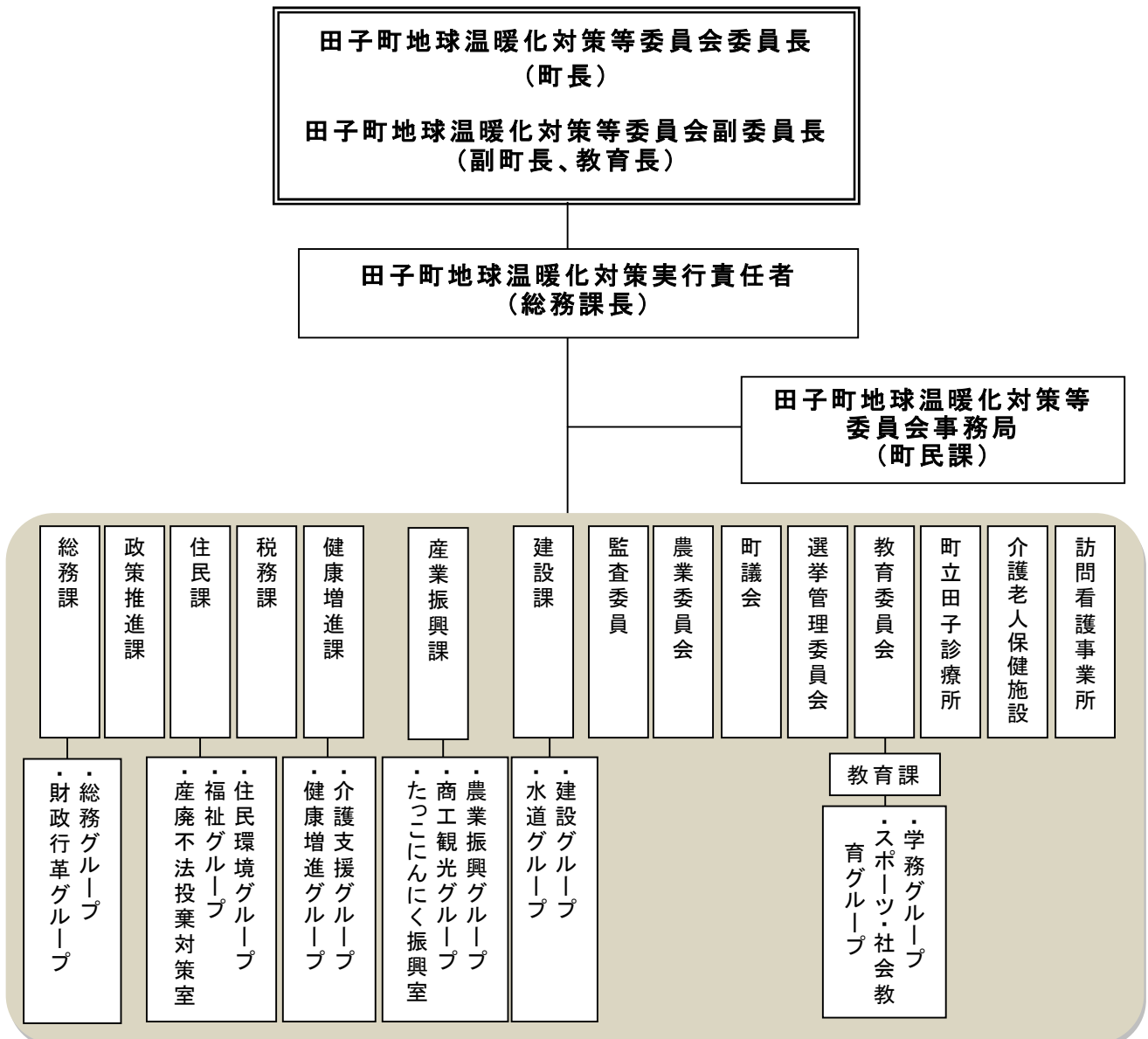
本計画の推進体制は、次のとおりとする。詳細な役割等は田子町地球温暖化対策等委員会設置要綱に定める。

(1) 推進体制

「田子町地球温暖化対策実行計画」を推進していくためには、職員一人ひとりが各職場で省エネ・省資源行動等を率先的に実行していくことが必要となる。

それらの取組を、組織的に推進するとともに、進捗状況や課題を把握し、改善を図るための仕組みを、PDCA サイクルを基本とした体制として構築する。

推進体制図



(2) 主な役割分担

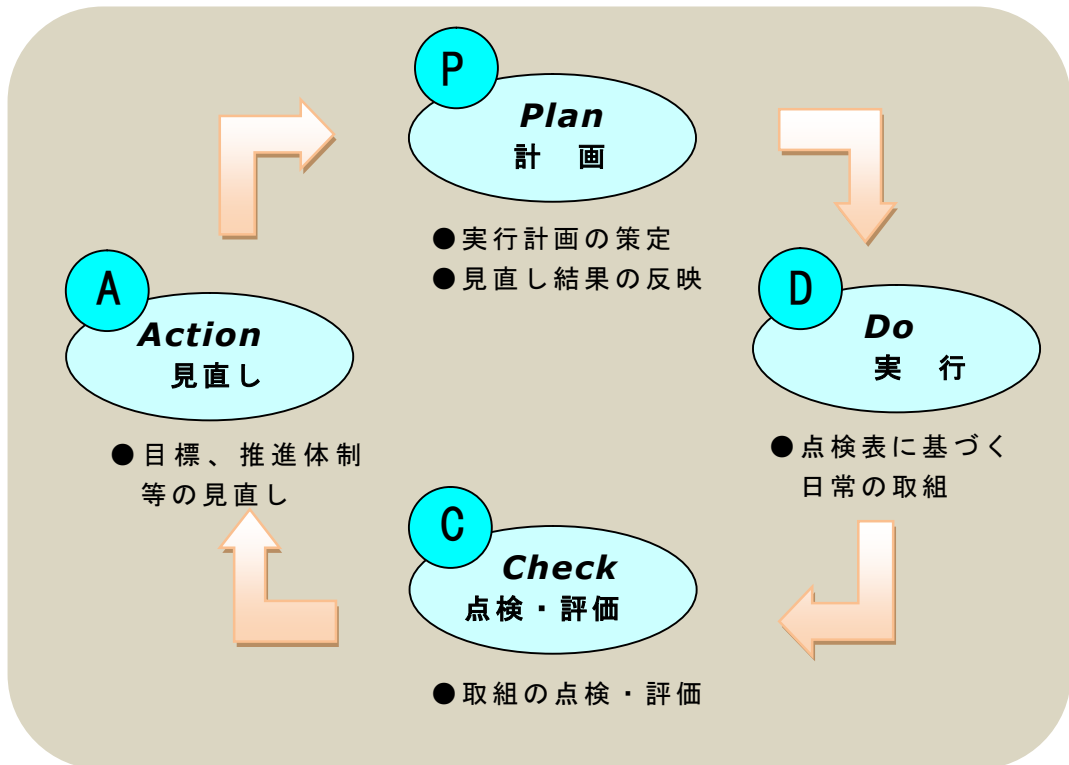
組織(役職)	主な役割
田子町地球温暖化対策等 委員会委員長 (町長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画全体の総括・見直し ・ 計画及び評価結果の公表
地球温暖化対策 実行責任者 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課における計画の進捗評価・総括 ・ 計画の見直し案の検討
田子町地球温暖化対策 等委員会事務局長 (町民課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課における計画の進捗状況の取りまとめ及び報告 ・ 温室効果ガス排出量の算定
各課課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課内の計画の進捗状況(取組とエネルギー削減状況等)の総括・管理・報告 ・ 取組の改善措置の指示
グループリーダー 及び施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ内の取組の総括 ・ グループ内の設備機器の利用状況(改修・更新等)の状況の把握及び報告 ・ グループ内のエネルギー使用量の把握、取りまとめ ・ 取組に対する提案、意見等に基づく改善措置の検討
エコ推進員 (各グループ及び施設より 1名任命)	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ内での適正な環境配慮の取組を推進 ・ 担当部門における取組の進捗状況の調査及び評価の実施・報告 ・ 職員からの取組に関する提案・意見などの受理
各職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な取組の実行 ・ 取組等の提案・意見など

2. 仕組み

(1) 計画の進行管理の仕組み

本計画の進行管理は、PDCA サイクルによる継続的改善に基づき行い、温室効果ガスの総排出量の削減を着実に推進するものとする。

進行管理の仕組み図



(2) 実行手順

①計画 (Plan)

「田子町地球温暖化対策実行計画」を策定する。

②実行 (Do)

【職員の実施事項】

職員一人ひとりが、それぞれの事務事業の執行の際に、「エコ点検表兼報告書」に基づき、日常的な省エネ・節電等の取組を実施する。

③点検・評価 (Check)

【エコ推進員の実施事項】

エコ推進員は、週に1回職員の取組状況を「エコ点検表兼報告書」(A票)に記録し、毎月1回評価を行い、グループリーダーまたは施設長に報告する。

【グループリーダー及び施設長の実施事項】

グループリーダー及び施設長課は、エコ推進員の報告を踏まえて、グループ内の取組の総括を行うとともに、グループ内の設備機器の利用状況(改修・更新等)の状況を把握後、「エコ点検表兼報告書」(A票)に記録し、月に1回各課課長に報告する。

年に1回各グループまたは施設のエネルギー使用量を、「エネルギー使用量報告書」(D票)に記録し、各課課長に報告する。

【課長の実施事項】

課長は、グループリーダー及び施設長からの報告を踏まえて、課内の取組を総括し、「課活動報告書」(B票)に記入して半年に1回事務局に提出する。また、「エネルギー使用量報告書」(D票)を確認し、エネルギー使用量の削減状況等の評価を行い、「課活動報告書」(B票)に記入して、年に1回事務局に提出する。

【田子町地球温暖化対策等委員会事務局の実施事項】

田子町地球温暖化対策等委員会事務局は、各課課長から提出された「課活動報告書」(B票)を取りまとめて、半年に1回「活動総括報告書」(C票)を作成し、地球温暖化対策実行責任者に報告する。

各課課長から提出された「エネルギー使用量報告書」(D票)に基づき、田子町全体のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を算定後、「エネルギー集計報告書」を作成し、地球温暖化対策実行責任者に報告する。

④見直し (Action)

【地球温暖化対策実行責任者の実施事項】

地球温暖化対策実行責任者は、田子町地球温暖化対策等委員会事務局からの報告を踏まえて、各課における計画の進捗状況を総括し、年に1回田子町地球温暖化対策等委員長に報告する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。

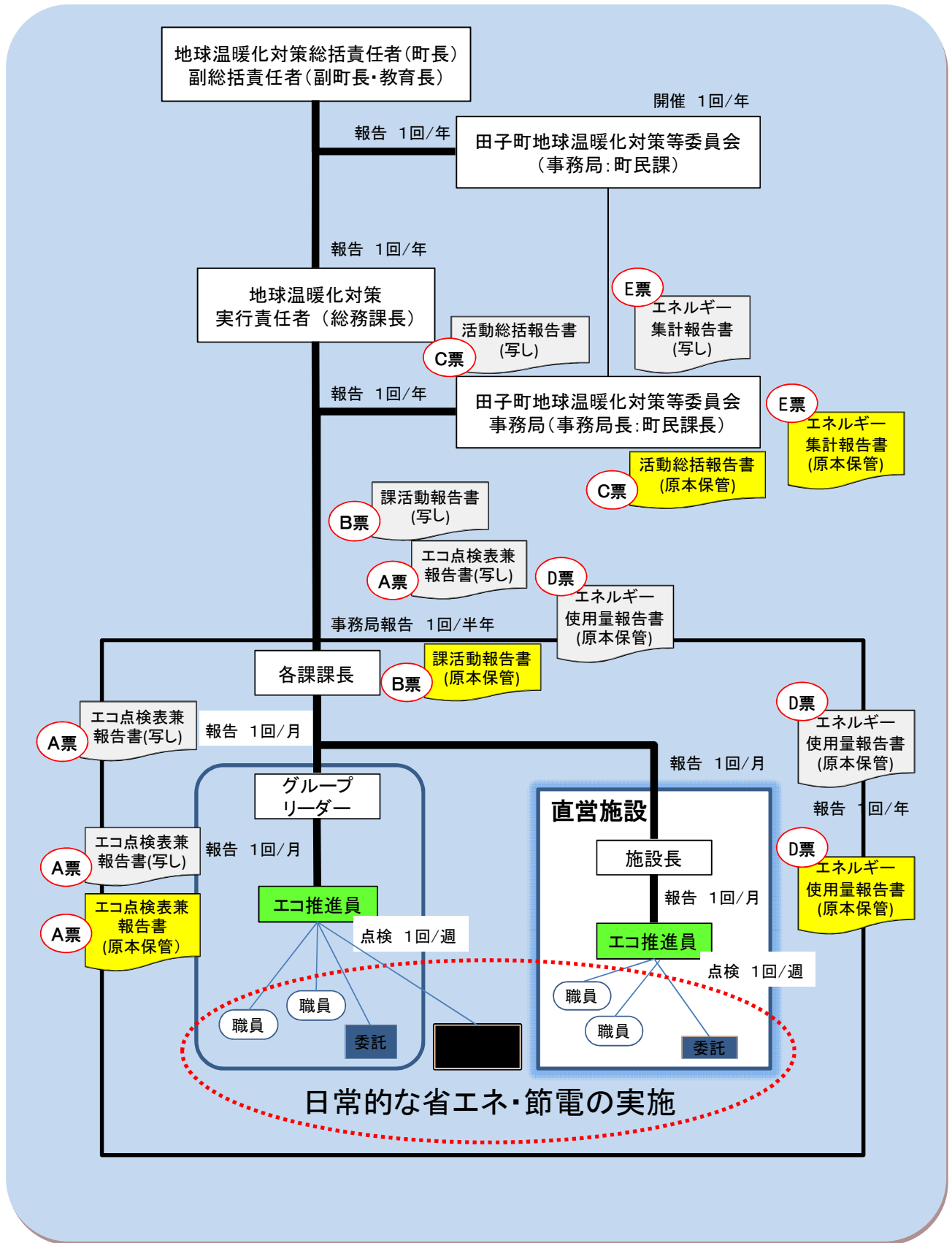
【田子町地球温暖化対策等委員会事務局の実施事項】

田子町地球温暖化対策等委員長は、地球温暖化対策実行責任者の報告を踏まえて、年に1回計画全体の総括を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

(3) 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況や取組の成果を、広報誌やホームページなどにより公表する。

推進体制図



様式一覧

様式番号	名称	内容	作成者
A 票	エコ点検表兼報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・〔エコ推進員〕グループでの取組状況を週に1回記録し、月に1回評価を行いグループリーダー及び施設長に報告する。 ・〔グループリーダー・施設長〕取組状況の総括及び設備機器の利用状況（改修・更新等）を把握し、月に1回各課課長に報告する。 ・様式は別添1の通りとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ推進員 ・グループリーダー及び施設長
B 票	課活動報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ点検表兼報告書に基づき、課内の取組の総括を行い、半年に1回「田子町地球温暖化対策等委員会事務局」に報告する。 ・課内の取組及びエネルギー使用量の削減状況を評価し、年に1回「田子町地球温暖化対策等委員会事務局」に報告する。 ・様式は別添2の通りとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課課長
C 票	活動総括報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・課活動報告書に基づき、半年に1回内容を取りまとめて、地球温暖化対策実行責任者に報告する。 ・様式は自由とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・田子町地球温暖化対策等委員会事務局
D 票	エネルギー使用量報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・各グループ（施設）のエネルギー使用量を、年に1回取りまとめて、各課課長を通して、「田子町地球温暖化対策等委員会事務局」に報告する。 ・様式は別添3の通りとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループリーダー及び施設長
E 票	エネルギー集計報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量報告書に基づき、田子町全体のエネルギー使用量及び温室効果ガスについて集計し、地球温暖化対策実行責任者に報告する。 ・様式は自由とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・田子町地球温暖化対策等委員会事務局

參考資料

参考資料1

田子町地球温暖化対策等委員会 設置要綱

(設置)

第1条 「田子町地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、「田子町地球温暖化対策等委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の策定・推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステムの管理運営に関すること。
- (4) その他、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、事務局長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。委員長は町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事後があるときは、副委員長がその職務を代理する。副委員長には、副町長、教育長をもって充てる。
- 4 実行責任者は、地球温暖化対策内容を取り決め、これを推進する。実行責任者は、総務課長をもって充てる。
- 5 事務局長は、事務の取りまとめを行う。事務局長は町民課長をもって充てる。
- 6 委員は、田子町行政組織規則(平一九規則四・一部改正)に規定する課長をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、主催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(部会)

第5条 部会は、委員長から下命された事項について調査検討し、その結果を委員会に報告する。部会長及び部会員は、職員のうちから委員会が指名する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、町民課住民環境グループにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

参考資料 2

最終記入日: 年 月 日

別添1: A票

エコ点検表兼報告書 月分

グループ(施設)名:
グループリーダー名:
エコ推進員名:

【エコ推進員の実施事項】

①以下のチェック項目について、週に1回グループ内の取組状況を点検し、下記の【点検の基準】から当てはまるものを選び、記入して下さい。
 ②取組状況の点検結果に基づき、月に1回取組の評価を行い、下記の【取組状況の評価基準】から当てはまるものを選び、記入して下さい。

【点検の基準】

◎:8割が実施している
 ○:5割が実施している
 △:実施が5割未満にとどまっている

【取組状況の評価基準】

A:◎と○の数の合計が項目数の8割以上
 B:◎と○の数が5割以上8割未満
 C:◎と○の数が5割以上5割未満

【グループリーダー及び施設長の実施事項】

①エコ推進員が実施した取組状況の評価結果に基づき、月に1回グループ内の取組の総括を行い、下記の【取組の総括】欄に記入して下さい。
 ②グループ内の設備機器の利用状況や修理、買替等の状況について確認し、下記の【設備機器の利用状況(改修、更新等)】欄に記入して下さい。

【エコ推進員の記入欄】点検の実施・取組状況の評価

チェック項目	点検結果				
	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週
1 節電及びエネルギーの推進					
照明器具	①不要な照明はこまめに消す				
	②昼休み中は、市民窓口サービスに支障のない範囲で消灯している				
	③残業時には unnecessary な照明を消している				
	④執務室の照明は、在室ゾーンのみ点灯している				
	⑤共有スペースの照明は部分点灯とする				
	⑥トイレ、コピー室、会議室は使用後に消灯している				
	⑦晴天時には、業務に支障ない範囲で窓際照明を実施している				
	⑧照明器具の清掃など、設備・機器の保守点検を徹底している				
空調	①空調の温度設定は、冬期19℃以下、夏期28℃以上とする				
	②扉や窓の開閉により、空調の使用を控えている				
	③空室や不在時、帰宅時は必ず電源を切っている				
	④カーテンやブラインド等を使用し、空調を効果的に使用している				
	⑤終業時刻より早めに空調を停止し、余熱利用に努める				
	⑥ウォームビズ・クールビズなどを心がけている				
OA機器	①事務用機器を省エネモードに設定している				
	②昼休みや、長時間使用しない場合は事務用機器の電源を切っている				
	③帰宅時は、事務用機器のプラグをコンセントから抜いている				
	④ミスコピーやペーパーレスに努め、コピー機の使用を減らしている				
	⑤長時間使用しないパソコンはシャットダウンしている				
	⑥OA機器の使用状況を把握し、適正配置、台数見直し等を行っている				
	⑦使用していないその他のOA機器は電源を切っている				
水道	①トイレでは節水に心がけている				
	②給湯室や流しでは節水を心がけている				
	③外水栓では節水に心がけている				
	④食器類はまとめて一度に洗い、水を流したままにしない				
	⑤節水のポスター等で、来庁者や施設利用者にも協力を呼びかける				
	⑥節水コマ等を設置している				
その他	①エレベーターの使用はなるべく控え、階段を利用している				
	②電気ポットの使用をなるべく控えている				
	③電気ポットは低めの温度で保温し、長時間使用しないときはプラグを抜く				
	④できるだけ残業をしないよう心がけ、実践している				
	⑤照明・OA機器などの設備更新、購入時は省エネルギー型機器を積極的に購入する				
取組の評価					

チェック項目		点検結果				
		第1週	第2週	第3週	第4週	第5週
2 省資源の推進						
用紙	①両面コピー、裏紙利用を徹底している					
	②パソコン画面で確認できるものは、印刷しない					
	③コピー機器は必ずリセットし、ミスコピーを防ぐ					
	④内部・外部連絡などは、できる限り口頭や回覧、電子メール等を使用している					
	⑤会議資料等は、部数を確認し、 unnecessary コピーを行わないようにしている					
ゴミの削減	①できるだけゴミ箱を削減し、不用意な紙の廃棄をなくしている					
	②シュレッダー利用は、必要最低限としている					
	③紙コップや紙皿、弁当容器等の使い捨ての製品の使用を控える					
	④内部用の封筒、ファイル等は繰り返し使用する					
	⑤マイ箸、マイカップの使用を心がける					
	⑥資料配布の際、封筒の使用は最小限にする					
リサイクル	①ごみの分別を徹底している					
	②ごみの分別方法を決め、職員全員に周知している					
	③プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進める					
取組状況の評価						
3 公用車の適正使用の推進						
エコドライブ	①不要なアイドリングをしない					
	②運転時は、急発進、急加速、急減速の少ない運転を心がけている					
	③停止時は、早めにアクセルを踏して、惰性走行を活用している					
	④トランクなどを点検し、不要な荷物は降ろして利用している					
	⑤タイヤの空気圧を点検し、適切に保っている					
	⑥運転日誌の記入を徹底し、走行距離、燃料使用量などを把握している					
	⑦事前にルートプランを立て、計画的で効率的な運転を行っている					
適正利用	①公用車の使用状況を把握し、適正配置、台数見直しを行っている					
	②相乗りを進めるなど、公用車を効率的に利用している					
	③近距離移動の場合は、できるだけ徒歩若しくは自転車を利用している					
	④低公害車、低燃費車などの環境負担の少ないことを優先して利用している					
	⑤公用車の更新の際は、できるだけ低燃費・低排出ガス車を選択するようにする					
取組状況の評価						
チェック項目		点検結果				
		第1週	第2週	第3週	第4週	第5週
4 グリーン購入の推進						
	①グリーン購入が推進されるよう、啓発を行っている					
	②印刷物の購入及び外部発注する際の部数を、必要最小限にしている					
	③ファイル・バインダーなどの事務用品は再使用、長期使用している					
	④物品の管理を徹底し、無駄に購入しないようにしている					
	⑤机などの事務機器の不具合や電気機器などの故障時には修繕に努め、長期使用を心がけている					
取組状況の評価						

【グループリーダー及び施設長の記入欄】 取組の総括・設備機器の利用状況等の確認

【取組の総括】	【設備機器の利用状況(改修・買い替え等)】
<p>■取組全体に関する評価</p>	<p>◆故障・修理した設備機器の有無</p> <p><input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p> <p><ありの場合></p> <p>・故障した設備・機器:</p> <p>・故障理由:</p>
<p>■今後の改善点等</p>	<p>◆更新(買替)した設備機器の有無</p> <p><input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p> <p><ありの場合></p> <p>・更新(買替)した設備・機器:</p> <p>・更新(買替)理由:</p>

参考資料 3

別添2: B票

記入日: 年 月 日

課活動報告書

所属名:
所属長名(記入者名):

項目	上半期(4月~9月)	下半期(10月~3月)
取組状況 の評価	◆課内の取組状況 <input type="checkbox"/> 取組が定着している <input type="checkbox"/> 徐々に定着しつつある <input type="checkbox"/> あまり定着していない <input type="checkbox"/> ほとんど定着していない	◆課内の取組状況 <input type="checkbox"/> 取組が定着している <input type="checkbox"/> 徐々に定着しつつある <input type="checkbox"/> あまり定着していない <input type="checkbox"/> ほとんど定着していない
	【定着している(していない)理由】	【定着している(していない)理由】
設備機器 の状況	◆故障・修理した設備機器 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	◆更新(買替)した設備機器 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	【故障した設備・機器】	【更新(買替)した設備・機器】
エネルギー使用 量の削減 状況	◆エネルギー使用量の削減状況 <input type="checkbox"/> 概ね削減できた <input type="checkbox"/> 削減できなかった	
	【減少したエネルギーの種類】 <input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> A重油 <input type="checkbox"/> LPG <input type="checkbox"/> 電気	【増加した(横ばいの)エネルギーの種類】 <input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> A重油 <input type="checkbox"/> LPG <input type="checkbox"/> 電気
	【想定される減少の要因】	【想定される増加(横ばい)要因】
総括評価 と今後の 取組の改 善点等	【総括評価】	
	【今後の改善の方向性等】	

参考資料 4

別添3: D票

エネルギー使用量報告書

記入組織

課名	
グループ名	
施設名	
記入者	
連絡先(内線)	
調査対象年度	平成〇〇年度

※ 黄色の該当部分のみご記入ください。
当該期間(平成〇〇年4月～平成〇〇年3月)の使用実績がない項目については、記入の必要はありません。

燃料・電気の使用量

項目名		業者・種類 など	単位	平成〇〇年度分 実績	前年度比 削減率	前年度実績	
燃料	原油	—	l				
	原油のうちコンデンセート(NGL)	—	l				
	揮発油(ガソリン)	—	l				
	ナフサ	—	l				
	灯油	—	l				
	軽油	—	l				
	A重油	—	l				
	B・C重油	—	l				
	石油アスファルト	—	kg				
	石油コークス	—	l				
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	—	kg			
		石油系炭化水素ガス	—	m ³			
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	—	m ³			
		その他可燃性天然ガス	—	m ³			
	石炭	原料炭	—	kg			
		一般炭	—	kg			
		無煙炭	—	kg			
	石炭コークス	—	kg				
	コールタール	—	kg				
	コークス炉ガス	—	m ³				
	高炉ガス	—	m ³				
	転炉ガス	—	m ³				
	その他の燃料	都市ガス(13A)	—	m ³			
産業用蒸気	—	MJ					
産業用以外の蒸気	—	MJ					
温水	—	MJ					
冷水	—	MJ					
電気	一般電気事業者	東北電力	kWh				
	特定電気事業者		kWh				



田子町地球温暖化対策実行計画

平成 26 年 3 月

- 発行 田子町
- 編集 住民課 住民環境グループ

〒 039-0292 青森県三戸郡田子町大字田子
字天神堂平 8 1

TEL 0179-20-7113

FAX 0179-23-4294

E-mail : takko0201a@town.takko.aomori.jp